

公益社団法人相模原市歯科医師会役員及び会員の  
報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原市歯科医師会（以下「この法人」という。）定款第28条の規定に基づき、役員及び会員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 この法人の理事及び監事をいい、いずれも非常勤とする。
- (2) 会員 この法人の正会員をいう。
- (3) 報酬 役員に対する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬その他の業務執行の対価、及び会員に対する報酬その他の業務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用 業務執行のために要する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給及び費用弁償)

第3条 この法人は、役員及び会員に対し、この法人に係る業務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 この法人は、役員及び会員に対し、この法人に係る業務執行のために要する費用を支払う（以下「費用弁償」という。）。

(役員に対する報酬の額)

第4条 役員に対し、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 年額報酬として、「別表1 役員に対する報酬年額」に定める額を支給する。  
ただし、監事のうち、公認会計士、税理士等の経理的専門資格を有する者がこの法人の監査業務を実施したときは、別に日額20,000円を支給する。
- (2) この法人の会議等に出席したときは、前号の報酬とは別に、「別表2 役員に対する報酬に係わる会議出席等」に基づき、日額3,000円を支給する。  
ただし、相模原市との歯科健診業務委託契約及び相模原市の補助事業、並びに相模原市域内事業所等との歯科健診業務委託契約に係わる業務の調整、事業

執行、事業実施管理等を行う会議出席等の場合にあつては、日額5000円とする。

- (3) この法人の業務のために相模原市域外に出張又は旅行（以下「出張等」という。）したときは、第1号の報酬とは別に、片道50キロメートル未満の出張等の場合には日額5,000円を、また、片道50キロメートル以上の出張等の場合には日額8,000円を支給する。

ただし、出張等の目的である会議等を主催する他の法人等において、会議出席等に対する報酬その他の業務執行の対価の支給がない場合に限り、支給する。

- 2 前項の報酬は、年額報酬の場合を含め、支給日を定めたいうえで支給する。

（会員に対する報酬の額）

第5条 会員に対し、「別表3 会員に対する報酬の額」に定める額を支給する。

ただし、研修会等の講師業務等にかかる謝礼等については、別に理事会で定める。

- 2 前項の報酬は、支給日を定めたいうえで支給する。

（費用弁償）

第6条 役員及び会員がこの法人の業務執行のために出張等した場合は、費用弁償として、この規程に定めるところにより旅費を支給する。

- 2 会員に対しては、次条の旅費を支給するほか、「別表4 会員に対する費用弁償に係わる会議出席等」に基づき、日額5,000円を支給する。

- 3 費用弁償は、役員及び会員が費用を負担した日以後、遅滞なく行うものとする。

なお、前払いを要する場合にあつては前もってこれを行うことができるものとする。

（旅費の種類）

第7条 前条の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、日当及び食卓料に関する規定は役員については適用しない。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、旅客運賃等による。

- 3 船賃は、水路旅行について、旅客運賃による。

- 4 航空賃は、航空旅行について、旅客運賃による。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、旅客運賃又は実費額による。

- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日あたりの定額による。

- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額による。

- 8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜あたりの定額又は実費額による。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、この法人の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、2等の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - (3) 急行料金を徴する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
    - ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、2等の急行料金
    - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
  - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、普通急行料金、準急料金及び特別急行料金とする。
- 3 第1項3号の場合において、特別急行料金を徴する線路による旅行については、同号中「50キロメートル」とあるのは、「100キロメートル」と読替えるものとする。

(船賃)

第10条 船賃の額については、前条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「2等」とあるのは、「下級」と読替えるものとする。

(日当)

第11条 日当の額は、片道50キロメートル未満の旅行の場合は1日につき定額5,000円とし、片道50キロメートル以上の旅行の場合は1日につき定額8,000円とする。

- 2 日当は、相模原市域外に出張等する場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、1泊あたり13,100円を限度とする。

2 水路旅行における宿泊料は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料の額は、実費額とし、1夜につき2,600円を限度とする。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(外国旅行の旅費)

第14条 外国旅行の場合の旅費は、第7条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、別に理事会で決定する。

(自動車による出張)

第15条 この法人の管理する自動車による出張等の場合には、鉄道賃及び車賃を支給しない。

(旅費の調整)

第16条 役員又は会員がこの規程の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別な事情により又は当該旅行の性質上、困難である場合には、理事会の決定により必要とする旅費を支給することができる。

2 出張等の目的である会議等を主催する他の法人等において必要とする経費が定められている場合は、その経費の内容により、その都度、旅費を調整する。

3 宿泊を要する出張等で、その目的である会議等を主催する他の法人等において、別に宿泊に要する経費が負担されるもの場合は、宿泊料を支給しない。

ただし、宿泊に要する経費の一部を負担する場合は、宿泊料の限度額の範囲内で相当額を宿泊料として支給する。

(報酬等の支給及び費用弁償の方法)

第17条 報酬等の支給及び費用弁償は、通貨をもって本人に対し行う。

ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座への振込手続きにより、これを行うことができる。

(公 表)

第18条 この法人は、この規程の役員に対する報酬の支給に関する規定部分をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する役員に対する報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の規定に基づき、この規程を公表するものとする。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 1 この規程は、平成29年6月24日から施行する。
- 2 改正後の公益社団法人相模原市歯科医師会役員及び会員の報酬及び費用に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 役員に対する報酬年額（第4条第1項第1号関係）

項 目	職 務 内 容	報 酬 金 額
役 員 報 酬	会 長	年額 360,000円
	副 会 長	年額 240,000円
	専 務 理 事	年額 300,000円
	常 務 理 事	年額 180,000円
	理 事	年額 120,000円
	監 事	年額 120,000円

別表2 役員に対する報酬に係わる会議出席等（第4条第1項第2号関係）

項 目	職 務 内 容
理事会出席	理事・監事の職務
業務執行理事の会議出席	業務執行理事の職務
監事会等出席	理事・監事の職務
相談役会出席	相談役会の運営等
各委員会出席等	各委員会の運営等
選挙管理委員会出席	選挙管理委員会の運営等
相模原市との歯科健診業務委託契約及び相模原市の補助事業、並びに相模原市域内事業所等との歯科健診業務委託契約に係わる業務の調整、事業執行、事業実施管理等を行う会議出席等	理事の職務

別表3 会員に対する報酬の額（第5条第1項関係）

項 目	職 務 内 容	報 酬 金 額
休日急患歯科診療業務に係わる報酬	歯科医師 ・連休割増 ・年末年始割増	日額 111,000円 日額 159,800円
障害者歯科診療業務に係わる報酬	歯科医師	日額 55,600円
H I V 歯科診療業務に係わる報酬	歯科医師	日額 55,600円
訪問歯科事業に係わる報酬	歯科医師	日額 20,000円
要介護高齢者等診療業務に関わる報酬	歯科医師	日額 55,600円
相模原市との各種歯科健診業務委託契約に基づく業務及び相模原市内事業所等との歯科健診業務委託契約に基づく業務に係わる報酬	歯科医師	相模原市及び相模原市内事業所等との毎年度の各種歯科健診業務委託契約に基づき別に定める額

別表4 会員に対する費用弁償に係わる会議出席等（第6条第2項関係）

項 目	職 務 内 容
相談役会出席費用	相談役
各委員会出席費用	各委員会の委員
選挙管理委員会出席費用	選挙管理委員会の委員
相模原市との歯科健診業務委託契約及び相模原市の補助事業、並びに相模原市域内事業所等との歯科健診業務委託契約に係わる業務の調整、事業執行、事業実施管理等を行う会議出席等	各委員会の委員